

第5編 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講じる。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 (全課)

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

(1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

(2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

(3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議を行い、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

(4) 災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮し、極力、改良復旧ができるよう提案する。

(5) 査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。

(6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災事業として実施できるよう県に要望していく。

(7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討していく。

(8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を

適切に指導する。

(9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、検討作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ③ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - ⑥ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ⑦ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ⑧ 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ⑨ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共利用施設，病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定 (全課)

第1 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第2 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

第1節 被災者の生活確保 (総務課, 税務課, 市民生活課, 福祉課, 建設課, 消防本部)

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第1 生活相談

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機 関 名	相 談 の 内 容 等
市	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
県	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 2 市町村をはじめ、関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を設け、警察関係の相談に当たる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災証明書等手続きの迅速な実施

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

市は、災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

また、市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合は隣接の市に仮置場、最終処分地の確保について要請する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や枕崎市災害廃棄物処理計画を踏まえ、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

3 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

4 計画的災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、市は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県災害廃棄物処理計画や枕崎市災害廃棄物処理計画を踏まえ、定めるものとする。

(1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

(3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

5 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市又は県は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

県及び市は、県災害廃棄物処理計画や枕崎市災害廃棄物処理計画を踏まえ、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあつては、必要に応

じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続き

(1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(以下「法」という。)第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行うものとする。

(2) 市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

- ① 市の面積
- ② り災土地の面積
- ③ 市の建物戸数
- ④ 滅失戸数
- ⑤ 災害の状況
- ⑥ その他(り災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。)

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

第5 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を支給する。

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

市長は、枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「条例」という。)に基づいて、自然災害によって死亡(行方不明を含む。以下この項においては同じ。)した者の遺族に対

して災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

市長は、条例に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊流出又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

第7 税の減免措置

1 税の徴収猶予

(1) 市長又は知事は、地方税法第15条の規定に基づき、市税又は県税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、市税又は県税の徴収猶予を行う。

(2) 知事は、鹿児島県税条例第14条の規定に基づき、県税の納税者又は特別徴収義務者が災害等により法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請等を行うことができないとき又は納税することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2ヶ月以内の範囲で、地域及び期日を指定し、又は納税者若しくは特別徴収義務者の申請により期日を指定して県税に関する申告、申請等又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

(3) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市長は、災害による被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2 税の減免

市長は、市税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

第8 職業あっせん等

1 職業あっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し、職業相談を行う。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、市長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き、職業相談を実施する。

3 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職業相談の結果、適合する求人がない又は不足する場合は、適正、能力等を考慮し、適時求人の開拓を行い、職業相談及び紹介を行う。

第9 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

4 被害者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、

総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- ② 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施するものとする。

7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

第10 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、国及び県は市町村の活動の支援に努めるものとする。

第11 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被

害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第12 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2節 被災者への融資措置（総務課，水産商工課，福祉課，農政課）

第1 民生関係の融資

1 生活福祉資金（福祉費（災害援護経費））

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき，県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し，自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

2 災害援護資金

市長は，枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき，自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し，生活の立て直しに資するため，災害援護資金の貸付けを行う。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し，又は損傷した場合において，当該家屋を復興して自ら居住し，又は他人（親族等）に無償で貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し，若しくは補修し，又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し，当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し，若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

対象となる災害，建設等の基準，貸付対象者，貸付条件などは，住宅金融支援機構の定めるところによる。

2 地すべり関連住宅融資

地すべり等防止法の事業計画，土砂災害防止法に基づく勧告により，自ら居住し，又は他人（親族等）に無償で貸し付けるために地すべり関連住宅を移転し，又は建設しようとする者で，自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して，本資金を融資するものである。

適用される建設等の基準，貸付対象者，貸付条件などは，住宅金融支援機構の定めるところによる。

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき，特に著しい災害があり，法適用の指定を受けた場合，農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を，被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資する。

2 日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が、被害農林漁業者等に対し貸付を行う資金は、次のとおりである。

適用される施設等の基準，貸付対象者，貸付条件などは，農林漁業金融公庫の定めるところによる。

- (1) 農林漁業セーフティネット資金
- (2) 農業基盤整備資金
- (3) 農林漁業施設資金
- (4) 漁業基盤整備資金
- (5) 林業基盤整備資金

第4 商工業関係の融資等

災害により経営に影響を受けている中小企業者等に対して行う事業資金等の融資等は，次のとおりである。

適用される融資等対象者，融資等条件などは，各実施主体の定めるところによる。

- 1 鹿児島県融資制度
緊急災害対策資金
- 2 政府系金融機関の融資
 - (1) 日本政策金融公庫
 - ・ 災害復旧貸付（中小企業事業）
 - ・ 災害復旧貸付（国民生活事業）
 - (2) 商工組合中央金庫
 - ・ 災害復旧資金
- 3 鹿児島県信用保証協会の保証
- 4 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業
- 5 枕崎市中小企業災害復旧資金利子補助事業